

平成26年3月27日

# 教育委員会第3回定例会記録

石巻市教育委員会

## 教育委員会第3回定例会記録

◇開会年月日 平成26年3月27日(木曜日) 午後 2時00分開会  
午後 3時32分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員 5名

委員 長	阿部 邦英 君	委員	津嶋 ユウ 君 (委員長職務代行者)
委員	今井 多貴子 君	委員	窪 木 好文 君
教育 長	境 直彦 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事務局 長	佐藤 和夫 君	事務局 次長	木村 伸 君
事務局 次長 (震災復興 担当)	真保 洋 君	副 参 事 (主任指 導 主 事)	宍戸 健悦 君
教育総務課 長	末永 秀夫 君	学校教育課 長兼 市立高等学校 統 合 準 備 室 長	山田 元郎 君
学校管理課 長	狩野 之義 君	生涯学習課 長	細目 恵寿 君
体育振興課 長	橋本 淳 君	学 校 施 設 整 備 室 長	柏 春雄 君

◇書 記

教育総務課 課 長 補 佐	鈴木 憲 君	教 育 総 務 課 教 主	山内 龍一郎 君
教育総務課 教 主	阿部 恭子 君		

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・交通事故の和解及び損害賠償額の決定について
- ・石巻市震災心のサポート事業実施要項について

- ・学校給食費の滞納整理について
- ・学校給食における異物混入への対応について
- ・大川小遺族との話し合いについて

#### 報告事項

- 報告第 4号 専決処分の報告について  
専決第7号 平成25年度石巻市一般会計補正予算（第13号）  
（教育委員会の事務に係る部分）
- 報告第 5号 専決処分の報告について  
専決第8号 訴えの提起について

#### 審議事項

- 第14号議案 石巻市桜坂高等学校開設準備委員会設置要綱
- 第15号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市河北体育研究センター利用管理規則の一部を改正する規則
- 第16号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則
- 第17号議案 石巻市教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令
- 第18号議案 石巻市立高等学校教科書選定委員会設置要綱の一部を改正する訓令
- 第19号議案 石巻市河北体育研修センター管理指導員設置要綱の一部を改正する告示
- 第20号議案 石巻市立高等学校統合準備委員会設置要綱を廃止する訓令
- 第21号議案 石巻市立高等学校校名選考委員会設置要綱を廃止する告示
- 第22号議案 石巻市立学校施設災害復旧整備計画【門脇地区】案について
- 第23号議案 石巻市立飯野川第二小学校の廃止について

#### その他

午後 2時00分開会

○委員長（阿部邦英君） それでは、定例会開会に当たり、傍聴人より写真撮影、録画、録音の申し出がありました。写真撮影と録画、録音を許可することといたします。

それでは、ただいまから平成26年第3回定例会を開会いたします。

本日の会議ですが、欠席委員はございません。

---

#### 会議録署名委員の指名

○委員長（阿部邦英君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は窪木委員にお願いします。よろしく願いいたします。

---

#### 教育長報告

○委員長（阿部邦英君） 本日の案件ですが、一般事務報告が6件、報告事項の専決処分の報告が2件、審議事項が10件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

教育長報告について、教育長から報告をお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） それでは、私から石巻市議会第1回定例会、市立高等学校入学者選抜状況、大川小学校関係について報告します。

2月18日に開会しました市議会第1回定例会は、3月20日に閉会しました。補正予算についてはこの後に報告いたしますが、私から概要をお話しします。

初めに、平成26年石巻市一般会計予算が議決されました。教育関係では、10款教育費の総額で96億8,733万4,000円、前年比2億6,048万3,000円の増となっています。また、11款災害復旧費のうち公立学校施設災害費等の教育関係で10億6,004万4,000円、前年比13億4,134万5,000円の減となっています。増の要因としましては教育指導奨励費、小・中学校教育振興費、高等学校の統合整備事業費、文教施設災害復旧費等、それから社会教育費の指定管理料などで増ということでございます。

次に、一般質問では20名の議員から通告があり、4日間にわたり質疑を行いました。教育関係では学校給食費の未納に対する取り組みについて、それから睡眠不足や朝食を食べない児童・生徒への指導について、通学路の安全点検後の対応について、湊小学校、湊中学校の登下校時のスクールバス運行や通学路の安全対策について、学校トイレの洋式化について、大川小

学校関連では事故検証報告書について、以上のような内容でございました。

次に、平成26年度市立高等学校入学者選抜結果について報告します。

女子高等学校では各80名の定員で人文コースが74名、生活コースが70名、女子商業高等学校では80名の定員で69名という入学者選抜結果になりました。両校とも定員を下回ってしまう結果でございます。

次に、大川小学校関連では、3月1日に大川小学校事故検証委員会室崎委員長から亀山石巻市長に検証報告書が手交されました。3月23日に、河北総合支所にて午前中に大川小学校学校教職員遺族、午後に児童遺族との話し合いを行いました。内容は、大川小学校事故検証委員会からの検証報告書の提言を受けて、今後の石巻市及び教育委員会の取り組みについてお話をしました。内容については、この後、報告をいたします。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しまして御質疑等ございませんか。

（「なし」との声あり）

---

#### 交通事故の和解及び損害賠償額の決定について

○委員長（阿部邦英君） なければ、交通事故の和解及び損害賠償額の決定について、教育総務課長から報告をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、交通事故の和解及び損害賠償額の決定について御報告申し上げます。

平成26年1月24日午後1時55分ごろ、市役所へ文書送達等の学校用務のため公用車を運転し、石巻市中里3丁目16番の交差点を直進しようとしたところ、前方に右折車があり交差点内で停車して待っていたところ、信号が赤になったため停止線まで下がろうとした際、後方で停車待ちをしていた自動車に追突した事故でございます。

今回の事故原因は、停止線まで戻る前にルームミラーやサイドミラー及び目視で後方を十分に確認すべきことを怠ったためによる事故でありますことから、市の過失割合を10割とし、本件事故の対物損害賠償として市は相手方に対し24万円を支払うことで、去る2月24日に示談が成立いたしました。

今回この事故を受けまして、当事者である職員、所属長である学校長に対しまして、交通ルールを遵守し事故防止に万全を期すよう指導したところでございます。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対して御質疑等ございませんか。

（「なし」との声あり）

---

#### 石巻市震災心のサポート事業実施要項について

○委員長（阿部邦英君） なければ、次に石巻市震災心のサポート事業実施要項について、学校教育課長から報告をお願いいたします。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） それでは、震災心のサポート事業実施要項について御報告申し上げます。

本事業の実施につきましては、昨年10月の第6回臨時会において説明を申し上げたところでございますが、このたび4月からの事業開始に向けて、具体的な実施内容を要項にまとめましたので、それに従って説明いたします。

表紙2-1の1ページをお開き願います。

本事業の実施に当たりましては、学校教育課所管のもと、市庁舎5階に新たに石巻市震災心の支援室を設けて業務を行ってまいります。これは、前回の御報告で震災心のサポートチームと呼んでいたものですが、こちらのほうを変更したところです。

職員につきましては、この呼称の変更によりチームリーダーを室長と変更いたしました。この室長と相談員2名、臨床心理士4名については宮城県教育委員会から派遣を受けることになっております。なお、臨床心理士については、2ページの表にございますが、当初は2名と御報告しておりましたが、勤務日数の関係から4名に変更となっております。

次に、業務の遂行に当たりましては、支援方針について検討するサポート会議において、精神科医等の助言や健康推進課の保健師等の出席を求めるほか、関係諸機関とも連携しながら円滑な実施に努めてまいります。

また、実際の支援活動につきましては、御遺族が利用しやすいように、必要に応じて勤務の振りかえを行いながら、平日の夜間や休日にも相談員、臨床心理士による戸別訪問あるいは御遺族の来室や電話による相談が行えるように配慮して進めてまいります。

以上で震災心のサポート事業実施要項についての説明を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しましてご質疑等ございませんか。

○委員（津嶋ユウ君） 前に御説明いただいたとき、臨床心理士2名ということで、それもなかなか見つからないとか決まらなくてというのをちょっと聞いていたのですが、4名というのはいまもう確実に大丈夫なのでしょうか。

○委員長（阿部邦英君） 学校教育課長。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） 4名とも、もう確定しております。4月1日に辞令を交付する運びとなっております。

○委員（津嶋ユウ君） わかりました。

もう1点いいでしょうか。

○委員長（阿部邦英君） はい。もう1件お願いします。

○委員（津嶋ユウ君） あと、支援室の組織の中の精神科医師等、年6回とあるんですが、これは1人の方に年6回なのか、何か複数の方でなのか。そういう医師はきまっているのか、そこを教えてください。

○委員長（阿部邦英君） 学校教育課長。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） 6回というのは1名ないし2名。今、大体ほぼ決まりつつあるわけなんですけれども、その方で6回。ですから、ほぼ同じ方がこちらのほうのサポート会議の中で、精神科医師としていろいろとアドバイスをいただけるように考えております。

○委員（津嶋ユウ君） 決定はしていない。大体決まっているというか……

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） ほぼ決定、内定といったような感じです。

○委員（津嶋ユウ君） わかりました。

○委員長（阿部邦英君） よろしいですか。

○委員（津嶋ユウ君） はい。ありがとうございます。

○委員長（阿部邦英君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

---

#### 学校給食費の滞納整理について

○委員長（阿部邦英君） なければ、次に、学校給食費の滞納整理について学校管理課長から報告をお願いいたします。

○学校管理課長（狩野之義君） それでは、学校給食費の滞納整理について御報告申し上げますので、表紙番号2-1、一般事務報告資料の4ページ目をお開きいただきたいと思います。

まず②の背景でございますけれども、学校給食費の滞納額につきましては、その累積額が年々増加しております。平成24年度末では3,200万円余り、約400世帯の方の滞納額でござ

います。現在額でお話しいたしますと、約300万円ぐらい、いろんな施策展開で納付をいただいております、現在は2,900万円、そして約360世帯でございます。

こういった状況から、震災後につきましては被災学校等の対応等で滞納者への催告、訪問徴収等とはまっていたんですけども、昨年9月から催告あるいは訪問徴収を再開しております。それとともに、悪質な滞納者の方につきましては法的措置として支払い督促の申し立てや、あるいは訴訟への移行、そういったものも含めていろんな対応をしているというふうな状況でございます。

今後につきましては、さらにこういった滞納整理を加速化していくという必要があることから、現状ではその事務取扱の指針となるものがないというふうなことで、目的に書かせていただきましたように、今回、給食センターの条例施行規則に規定している学校給食費についても、その滞納整理の指針となる新たな要綱を制定して、適法な、そして円滑な債権回収を図ろうとするものでございます。

⑤の主な内容でございますが、新たに設定する要綱につきましては、学校給食費の滞納整理等実施要綱という要綱でございます、その要綱の主な内容につきましては、実際のその事務処理の流れに沿って、まず未納学校給食費の督促、催告、納付指導、訪問徴収、分割納付誓約等の取り扱いの指針となることを規定しております。

次に、法的措置、支払督促、訴訟、和解、強制執行等の法的措置、それから和解契約等に関する事項を規定しているほか、債権回収の努力義務、その他の事項を規定してございます。詳細につきましてはアからキの記載のとおりでございますので、後ほどごらんいただければと思います。

それから、5ページ目の方にまいりまして、実施した場合の影響・効果、⑥の欄でございますけれども、事業の効果といたしまして、震災により一時休止していた滞納整理等の取り組みについて、実施要綱による一定の取り扱い方法で進められることにより、市民の納付意識の高揚効果、公平性の向上効果が期待されるということで、平成25年度の催告につきましては、市長と学校長連名で行っております。そのほか、給食センターの職員と学校管理課の職員で訪問徴収をしたところ、効果としておよそ300万円の納付をいただいているというふうな状況でございます。

(2)の市の財政負担としては、そういった訪問徴収、催告書の発送等の事務経費で年間15万円程度でございます。

⑦の他の自治体との政策比較ということで、県内ではこういった要綱、規則を定めている自



治体はまだ少ないようでございますけれども、県外、全国的には非常に多くの事例がございます。

⑧の今後の予定でございますけれども、(1)の学校給食費の滞納整理等実施要綱につきましては平成26年4月1日に施行予定でございます。

説明のほうは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(阿部邦英君) ただいまの報告に対して御質疑等ございませんか。

○委員(今井多貴子君) ⑤の主な内容のところの訪問徴収なのですけれども、この滞納というのは前から随分問題になっていて、私たちが役をやっていたときは、その管轄の学校長とかPTA会長とかが行って、直接保護者に会って徴収するというやり方をやっていたのですが、この場合の訪問徴収というのはどなたがどんな形で、何人ぐらいで訪問されているのか、その辺詳しく教えていただきたいと思います。

○委員長(阿部邦英君) 学校管理課長、お願いします。

○学校管理課長(狩野之義君) 訪問徴収の仕方でございますけれども、先ほど滞納額、平成24年度末には3,200万円ほどということでお話をしましたが、そのうちおおよそ7割は既に既卒者ということで、もう既に小・中学生のお子さんがいらっしゃらない家庭になっております。逆に、残り3割については、例えば3人の子供さんがいて滞納額が出た場合、1人か2人はそれぞれ小学生あるいは中学生がいるという世帯が約3割です。

そういった小・中学生の在校生がいらっしゃる場合については、できるだけ申し訳ないですが学校のほうにちょっとお願いしつつ、滞納整理を行っていただいています。ただ、もう既に卒業した既卒者の世帯については、学校でも当然そういったところまではできませんので、約7割、400世帯の7割なので200世帯ぐらいですか、につきましては、やはり学校管理課の職員と給食センターの職員で手分けして回りましょうということで、訪問時は1人ではやはりいろんな問題もありますので、具体的には給食センターの所長と学校管理課の職員が2人1組になって、3パーティーぐらいに分かれて、それで訪問をしているというふうな状況です。

○委員長(阿部邦英君) よろしいでしょうか。

○委員(今井多貴子君) はい。

○委員長(阿部邦英君) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

---

学校給食における異物混入への対応について

○委員長（阿部邦英君） では、なければ次に、学校給食における異物混入への対応について、これは学校管理課長から報告をお願いいたします。

○学校管理課長（狩野之義君） それでは、学校給食における異物混入について御報告申し上げます。表紙番号2-1の6ページ目をごらんいただきたいと思います。

本件につきましては、2月12日及び2月14日に発生いたしました異物混入事案についてでございます。経過につきましては、2月19日開催の教育委員会第1回臨時会で御報告のとおりでございますので、2月19日以降について御報告申し上げます。

2月19日でございますけれども、2月19日には学校長、幼稚園長、保護者宛て、異物混入の対応と完全給食の再開について通知をしております。ここに至った経緯につきましては記載をしておりますけれども、2月15日から16日、各給食センター5カ所の点検を行った結果、異常がなかったということと、それから2月17日から18日には食材納入業者あるいは配送業者の方にもいろいろな点検をしてもらったところ異常がないということで、石巻保健所の了承を得まして、21日からの再開ということで通知を出させていただきました。

2月20日には各学校、それから給食センター宛てに、異物混入の再発防止の徹底という内容の通知を出させていただきました。その内容につきましては、7ページ目に記載してございますのが学校給食センターにおける異物防止策ということで、給食センターに通知した中身でございます。

それから、8ページ目につきましては、配送後の各学校等における異物混入防止策ということで、学校に発した通知文書でございます。

それから、6ページのほうに戻りまして、2月20日の日でございますけれども、石巻保健所による立ち入り調査がございましたが、異物混入にかかわる特段の指摘事項あるいは指導事項はございませんでした。ただ、これまで目視等で行ってございました始業前の機械類の点検、そういったものは共通のチェックリストをつくって対応した方がいいんじゃないとか、あるいはマニュアル等の作成については指導を受けてございますけれども、既にチェックリストは使用しているというふうな状況でございます。

一番下の、6ページの下にあります異物混入事故の再発防止策ということで、詳細は7ページ目、8ページ目にありますけれども、具体的には給食センター内の設備や器具類の確認、日常点検の徹底というものが先ほど申し上げましたチェックリストをつくって始業前に点検しましょうということで、これについては2月19日から既にチェックリストを活用して行っております。

それから、先ほど申しあげましたように2月20日には給食センター、学校等への通知を出ささせていただいております。それから、同日2月20日には食材納入業者、それから配送業者への異物混入の対応ということと完全給食の再開について通知を出させていただいております。

それから、現在、異物混入対応マニュアルというのを策定中でございます。こういった形で現在取り組んでいるというふうな状況でございます。

以上のとおり御報告させていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しまして御質疑等ございませんか。

今井委員、お願いします。

○委員（今井多貴子君） 平成26年の2月12日、平成26年の2月14日と立て続けに大きな異物混入が問題になったのですが、これは大変言いにくいのですけれども、いたずらという点も含めて調査をなさったわけですか。いたずらというのはとても何か言いにくいのですけれども、子供たちって何でもないことを何でもないようにいたずらをしてしまうという場合もあると思うので、そういうことが8ページの3番になってくるのかな、生徒に対する指導の中に、混入をしたりそういうことも含めたような内容になっていくのかな。

余りにも近くに大きな混入が2件起きてしまっているということがとても不思議で、今まで給食始まって、もう何年、何十年とたっているわけで、ここでこういうふうにこの問題があって、マニュアルまで作成しなければならなくなっているという現状を市の方ではどのように捉えているのかなと思います。過去にも全然なかったのかあったのか、その辺。

○委員長（阿部邦英君） 学校管理課長、お願いします。

○学校管理課長（狩野之義君） 過去の部分でお話いたしますと、金属類というのは、まず別の話としても、異物の混入の事案としてはございます。例えば包装用紙が入っていましたか、例えば髪の毛が入っていました。そういった事案については過去にもございます。ただ、そのときにはマニュアルもない中でケースバイケースでそれぞれ対応してきたというふうなことでございます。

今回の事案につきましては、2月12日と14日、2回続けてそういった事案が、しかも金属片で発生したということは、担当課としては非常に当然重く受けとめておりまして、それぞれの給食センターでも非常にショックを受けております。

そういった中で、給食のほうも一時その出荷を止めざるを得なかったという部分も含めまして、やはり保護者の方、そして一番は子供たちにまずもっておわびを申し上げなくてはいけない事案だろうというふうに思っています。

二度とこういうふうな事案がもちろん発生したのではいけませんし、発生しないように取り組んでいかなければいけないというふうなことで、まずもって我が身をとということで給食センターの施設設備を全部点検するということと、それから給食センター内では調理員、パート員を含めて、それぞれセンターの所長がある程度聞き取りもしているというふうな状況です。

その上で、そういった実証が見受けられなかったということなので、調査範囲を配送業者、あるいは食材の納入業者まで広げたと。ただ、我々の権限では立ち入り調査まではなかなかできなかったもので、一応、文書での回答を求めたところ、異常がないというふうな結果であった。

先ほどお話しになりました学校に対しては、子供たちにそういったことの調査をという依頼は、こちらのほうからしておりません。今回の件につきましては。ただ、今後のことも含めまして考えた場合、いろんなケースが考えられますので、当然そういった、お願いの文書の中には、学校の教室にも異物混入につながるような物はできるだけ置かないようにしてほしいというふうなことを書いていまして、そういったことをあらかじめ今回2月20日に通知を出させていただきました。

今つくっております異物混入対応マニュアルにつきましては、7ページ目、8ページ目のような内容を盛り込んでマニュアルとして整備をして、今後二度と起きないようにというふうなことで取り組んでまいりたいというのが実情でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） よろしいですか。

○委員（今井多貴子君） はい。

○委員長（阿部邦英君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

---

#### 大川小遺族との話し合いについて

○委員長（阿部邦英君） なければ、次に、大川小遺族との話し合いについて。

これは宍戸副参事から報告をお願いいたします。

○副参事（主任指導主事）（宍戸健悦君） それでは、大川小御遺族との話し合いについて御説明を申し上げます。

表紙番号2-2、一般事務報告資料1ページをごらん願います。

去る3月23日日曜日、河北総合支所において午前10時から教職員御遺族と非公開で行い、午後1時30分から児童御遺族との話し合いを公開で行いました。児童御遺族とは、昨年11月に話し合いを行った際に、検証委員会の報告書が提出された後に話し合いをするということと

しておりました関係で、このたびの開催になったものであります。

話し合いの出席者は亀山市長と市防災部署から危機対策課長の出席をいただき、御遺族は17世帯27人の出席がありました。

話し合いでは、まず報告書の24の提言に対する市及び教育委員会における今後の改善の方向性について、危機対策課長から防災対策の推進状況と地域防災計画の改定等について報告があり、教育委員会からは学校安全推進課を新設し、組織強化を図り、学校防災推進会議等において提言の実現に向けて進行管理を行うことについてお話をさせていただきました。その後、宮城県の義務教育課長の進行によりまして質疑、話し合いを行いました。

資料にありますように、話し合いでは検証委員会報告書の内容に関することや責任問題に関すること、及び生存教諭に関する質問等が出されました。

一部御遺族から提訴されたことを受けまして、裁判に影響し得る内容については発言を控えさせていただくということで、答えられる内容についての返答ということになりました。また、生存教諭につきましては依然体調不良が続いており、主治医と連絡をとりながら対応することをお伝え申し上げました。

また、今後の御遺族との話し合い等につきましては、訴訟に影響し得ることについて、特に全体での会合や公開の場でのお話は控えさせていただきたいということと、個別にお話を伺う方法につきましては今後検討していくということをお伝え申し上げました。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しまして御質疑等ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） なければ、次に、報告事項に入ります。

---

#### 報告第4号 専決処分の報告について

○委員長（阿部邦英君） 報告第4号 専決処分の報告についての専決第7号 平成25年度石巻市一般会計補正予算（第13号）（教育委員会の事務に係る部分）について報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、報告第4号 専決処分の報告についてのうち、専決第7号 平成25年度石巻市一般会計補正予算（第13号）（教育委員会の事務に係る部分）について御説明申し上げます。

本報告につきましては、平成26年石巻市議会第1回定例会に追加提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月21日付で異議のない旨専決処分を行いましたので報告するものでございます。

なお、本予算案につきましては平成26年石巻市議会第1回定例会において可決しております。

今回の補正予算は、主に各種事務事業における執行残見込み額、歳入予算の確定などにより予算を整理するものでございます。

それでは、別冊1の1ページから3ページをごらん願います。

歳入歳出予算の補正前の額に2億882万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億5,590万6,000円とするものでございます。

まず歳出から御説明いたしますので、26ページをごらん願います。

1項教育総務費、3目教育指導奨励費の1、奨学資金費では2,750万円を減額しておりますが、これは奨学資金貸与採用者が当初見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、6目奨学資金基金費の1、奨学資金基金費に801万9,000円を計上しておりますが、これは震災奨学金給付事業のため寄せられた寄附金及び基金利子を積み立てる経費を措置したものでございます。

次に、28ページをごらん願います。

2項小学校費、4目東日本大震災関係費の1、被災児童通学支援事業費で2,860万3,000円を、30ページ、3項中学校費、4目東日本大震災関係費の1、被災生徒通学支援事業費で3,953万4,000円を減額しておりますが、これは仮設住宅から通学する被災児童・生徒に対する市内循環型スクールバスの運行経費について、当初予定していた運行台数より少なかったことによるものでございます。

次に32ページをごらん願います。

4項高等学校費、3目東日本大震災関係費の1、高等学校総合事業費では381万8,000円を減額しておりますが、これは魅力ある学校づくりプロジェクトとして実施予定であった講演会が開催できなかったことなどによるものでございます。また、本事業のうち校歌制作に関する作詞・作曲料につきましては、事業実施のスケジュール上、平成25年度中に完了しないため、46ページに繰越明許費を設定しております。

次に、34ページにお戻り願います。

5 項幼稚園費、1 目幼稚園費の 3、私立幼稚園就園奨励費では1,723万4,000円を減額しておりますが、これは補助対象者数の減少及び補助対象者のうち低所得世帯が減少したことによるものでございます。

次に、36ページをごらん願います。

6 項社会教育費、12目（仮称）市民文化ホール建設基金費の 1、（仮称）市民文化ホール建設基金費に 4 億47万4,000円を計上しておりますが、これは現在、基本構想の策定を進めている複合文化施設について建設時における一般財源負担を軽減するため、予算積み立てに要する経費として 4 億円、また、建設のため寄せられた寄附金の積立に要する経費として47万4,000円を処置したものでございます。

次に、38ページをごらん願います。

7 項保健体育費、1 目保健体育総務費の 1、体育奨励費では150万円を減額しておりますが、これは石巻ふれあいマラソン大会の中止によるものでございます。

次に、40ページをごらん願います。

3 項文教施設災害復旧費、1 目公立学校施設災害復旧費の 1、小学校災害復旧費及び 2 中学校災害復旧費で、それぞれ548万5,000円を減額しておりますが、これは、雄勝地区統合小・中学校移転新築事業に係る地質調査業務委託料などの契約差金によるものでございます。

次に、継続費について御説明いたしますので42ページをごらん願います。

高等学校統合整備事業及び高等学校災害復旧事業で、それぞれ平成26年度の年割額を変更しております。

次に、繰越明許について御説明いたしますので44ページをごらん願います。

適応指導教室整備事業、桃生小学校水泳プール改築事業、石巻小学校屋内運動場改築事業、稲井小学校耐震補強事業、46ページ、高等学校統合事業、住吉幼稚園耐震補強事業、小学校災害復旧事業、中学校災害復旧事業については、入札の不調や事業実施のスケジュール上、平成25年度中に完了しないため繰り越すものでございます。

次に、48ページをごらん願います。

飯野川第一小学校耐震補強事業、鮎川小学校耐震補強事業、石巻中学校耐震補強事業、学校給食センター建設事業について、既に設定済みである繰越明許費の金額に不足が見込まれることから変更するものでございます。

次に、債務負担行為について御説明いたしますので50ページをごらん願います。

小学校仮設校舎借上料について、既設の門脇小学校仮設校舎特別教室等の借り上げ期間を延

長するため、既に設定済みである債務負担行為の限度額を変更するものでございます。

次に、歳入につきましては、事業費の確定などによる歳出予算と合わせた整理がほとんどでありますので、それ以外の事項についてのみ御説明いたします。

6 ページへお戻り願います。

1 項国庫負担金、2 目教育費国庫負担金、2 節高等学校費負担金の2、高等学校等就学支援金事務費交付金に25万6,000円を計上しておりますが、これは平成26年度から実施する高等学校就学支援金事務の準備経費に係る国からの交付金を措置したものでございます。

次に8 ページをごらん願います。

2 項国庫補助金、7 目教育費国庫補助金、6 節保健体育費補助金のうち、地域の元気臨時交付金（市民球場スコアボード改修事業）に9,865万8,000円を計上しておりますが、これは国の平成24年度補正予算による地域の元気臨時交付金、地域経済活性化雇用創出臨時交付金事業として採択されたことに伴い、国からの交付金を措置したものでございます。なお、歳出予算は既に計上済みであることから、歳入の財源振りかえのみ計上しております。

次に16ページをごらん願います。

1 項寄附金、3 目教育費寄附金、2 節社会教育費寄附金の2、社会教育事業費寄附金に1,000万円を計上しておりますが、これは公民館及び社会教育事業で使用する資産取得のため寄せられた寄附金を措置したものでございます。なお、資産購入は平成26年度に行う予定でありますことから、平成26年度予算に計上しております。

次に、4 目災害復旧費寄附金に27万4,000円を計上しておりますが、これは震災のため寄せられた寄附金を措置したものでございます。

次に、20ページをごらん願います。

3 項貸付金元利収入、5 目教育費貸付収入に839万2,000円を計上しておりますが、これは奨学資金貸付金の繰上償還等により増額となった分を措置したものでございます。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） それでは、ただいまの説明に対しまして御質疑等ございますか。

（発言する者なし）

---

#### 報告第5号 専決処分の報告について

○委員長（阿部邦英君） なければ、次に、報告第5号 専決処分の報告についての専決第8号 訴えの提起について、報告を受けたいと思います。学校管理課長から説明をお願いいたし



ます。

○**学校管理課長（狩野之義君）** それでは、報告第5号 専決処分の報告についてのうち専決第8号 訴えの提起について御説明申し上げます。

表紙番号1の5ページ目をごらん願います。

本報告につきましては、石巻市長から教育委員会に議案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がないことから、異議のない旨を3月12日付で専決処分し、市長宛て回答しておりますことから、今回報告するものでございます。

なお、本議案につきましては、市議会第1回定例会において2月20日に可決しておりますことを申し添えさせていただきます。

以下、議案内容について御説明申し上げますので、8ページ目をごらんいただきたいと思います。

本件は、学校給食費の保護者負担における公平性と公正性の確保のため、再三の督促等の指導に応じない高額滞納者の方に対しまして、平成26年2月10日に石巻簡易裁判所へ学校給食費の支払督促の申し立てを行ったところ、相手方から分割納付したい旨の申し出が裁判所にございました。民事訴訟法の規定によりまして、未納全額の支払督促に対しまして、分割払いの申し出につきましては異議の申し立てに該当し、異議の申し立てがあった場合にはさかのぼって訴えの提起を行ったとみなされることから、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を得た上で訴訟手続を進めるものでございます。

以上で専決処分の報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○**委員長（阿部邦英君）** ただいまの説明に対しまして御質疑等はございますか。

（発言する者なし）

○**委員長（阿部邦英君）** なければ、次に審議事項に入ります。

---

第15号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市河北体育研究センター利用管理規則の一部を改正する規則

第16号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則

第17号議案 石巻市教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令

第19号議案 石巻市河北体育研修センター管理指導員設置要綱の一部を改正する告示

○**委員長（阿部邦英君）** 第15号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市河北体育研究センター利用管理規則の一部を改正する規則、第16号議案 石巻市立高等学校

学則の一部を改正する規則、第17号議案 石巻市教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令及び第19号議案 石巻市河北体育研修センター管理指導員設置要綱の一部を改正する告示、これは関連がありますので一括議題として審議したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○委員長(阿部邦英君) それでは、第15号議案、第16号議案、第17号議案及び第19号議案について一括して審議をいたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

○教育総務課長(末永秀夫君) それでは、ただいま一括上程されました第15号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市河北体育研修センター利用管理規則の一部を改正する規則、第16号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則、第17号議案 石巻市教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令及び第19号議案 石巻市河北体育研修センター管理指導員設置要綱の一部を改正する告示について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成26年4月1日付の組織機構改革等に伴い、関係する規則等について一部改正を行うものでございます。

初めに、平成26年4月1日付の組織機構改革の内容につきまして御説明いたします。

まず第1に、学校防災に関する業務の協力的な推進を図り、学校安全に関する組織強化を図るため、学校安全推進課を新たに設置しようとするもの。第2に、平成27年4月から開校する石巻市立桜坂高等学校の開設準備作業を学校と一体的に推進するため、市立高等学校統合準備室の名称を桜坂高等学校開設準備室として、その執務室を石巻市立女子高等学校の中に移転するもの。第3に、複合文化施設の基本構想案が平成25年度内にまとまることから、職員を配置して事業を推進するため、複合文化施設開設準備室を設置するもの。最後に、市立学校に在籍していた児童・生徒等の遺族に対して個別相談や訪問等の支援活動を行うため、宮城県教育委員会と協力して石巻震災心の支援室を設置するものでございます。

また、既に御報告しておりましたが、河北総合センター及び遊楽館の指定管理者制度の導入関係や、本年4月から公立高等学校の授業料に対する支援が高等学校等就学支援金の支給に変更されることに伴う規則の一部改正もあわせて行うものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

初めに、第15号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市河北体育研修センター利用管理規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

まず、第1条関係、石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部改正について御説明いた

しますので、表紙番号1の12ページから16ページ、あわせて表紙番号3の新旧対照表の1ページから6ページをごらん願います。

第8条は、新たな事務局の組織名を追加及び変更するものでございます。

第9条は、学校安全推進課の新設に伴い、教育総務課の分掌事務を整理するもの。また、高等学校等就学支援金の支給に関する規定を追加するものでございます。

第10条は、学校教育課の分掌事務に震災心の支援室に関することを追加するものでございます。第10条の2は、学校安全推進課の新設に伴い、分掌事務を新たに規定するものでございます。

第11条は、学校安全推進課の新設に伴い、学校管理課の分掌事務を整理するものでございます。

第12条は、複合文化施設開設準備室の新設、河北総合センター及び遊楽館の指定管理者制度導入に伴い、生涯学習課の分掌事務を整理するものでございます。

第14条は、市立高等学校統合準備室の分掌事務を削除し、桜坂高等学校開設準備室の分掌事務を規定するものでございます。

第15条の2は、複合文化施設開設準備室の新設に伴い、分掌事務を新たに規定するものでございます。

第28条及び第30条は、指定管理者制度の導入に伴い、河北総合センターと遊楽館の分掌事務を削除し、生涯学習課の所属として規定するものでございます。

第38条は、視聴覚センターの事務所を情報プラザ内に移転することに伴い、位置を改めるものでございます。

別表第2は、附属機関について規定しておりますが、遊楽館管理運営委員会の主管を遊楽館から生涯学習課に変更するものでございます。

別表第3は、教育長が補助執行を受けた事務並びに主管について規定しておりますが、指定管理者制度の導入に伴い、主管等の整理等を行うものでございます。

次に、第2条関係、石巻市河北体育研修センター利用管理規則の一部改正について御説明いたしますので、表紙番号1の16ページ、あわせて表紙番号3の新旧対照表の6ページから11ページをごらん願います。

本規則の改正は、河北総合センターの指定管理に伴い、河北総合センター館長の専決事項としておりました河北体育研修センターの使用許可等に関する権限について、教育委員会所管施設の管理事務効率化のため河北地区施設管理者を配置することとし、関係規定及び使用許可申

請書の様式を整理するものでございます。

次に附則でございますが、施行期日を平成26年4月1日とし、河北体育研修センターの利用管理に関し、本規則の施行の日の前日までになされた処分、手続、その他の行為については、本規則の相当規定によりなされたものとみなす経過措置を規定したものでございます。

次に、第16号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則について御説明いたしますので、表紙番号1の17ページ、あわせて表紙番号3の新旧対照表の12ページをごらん願います。

第3条は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正に伴い、公立高等学校の授業料に対して支給される就学支援金が月の初日の在籍をもとに支給されることとなりますが、現行の規定では入学式の日をもって在籍となることから、就学支援金の資格の申請をした場合に限り、その月の初日において当該高等学校に在学するものとみなすよう、第2項として1項を追加するものでございます。

別表は、平成27年度から開校する石巻市立桜坂高等学校の第1学年の普通科の募集定員を200名と定め、第2学年及び第3学年については、統合前の2校の第1学年及び第2学年から進級した生徒がそれぞれの学年の生徒定員となるよう改正するものでございます。

次に附則でございますが、施行期日を平成27年4月1日とし、第3条第2項を第3項とし、同条に第2項として1項を加える改正規定については、平成26年4月1日から施行するものでございます。

次に、第17号議案 石巻市教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令について御説明いたします。

初めに、第1条関係、石巻市教育委員会決裁規程の一部改正について御説明いたしますので、表紙番号1の18ページから19ページ、あわせて表紙番号3の新旧対照表の13ページから17ページをごらん願います。

第4条は専決事項について規定しておりますが、組織等改革等に伴い規程を整理するものでございます。

別表は、専決者の専決事項について規定しておりますが、高等学校等就学支援金の支給に関すること、市立高等学校統合準備室を桜坂高等学校開設準備室とすること、河北総合センター及び遊楽館の指定管理者制度の導入及び震災心の支援室の新設に伴い、別表を整理するものでございます。

次に、第2条関係、石巻市教育委員会文書取扱規程の一部改正について御説明いたしますので

で、表紙番号1の19ページ、あわせて表紙番号3の新旧対照表の17ページから18ページをごらん願います。

第5条第2項では、文書主任について規定しておりますが、学校安全推進課、桜坂高等学校開設準備室及び複合文化施設開設準備室の新設に伴い、課長補佐及び室長補佐を文書主任として追加するもの、また、河北総合センター及び遊楽館の副館長を削除するものでございます。

別表では、文書番号及び約字を規定しておりますが、組織機構改革に伴い整理するものでございます。

次に、第3条関係、石巻市教育委員会公印規程の一部改正について御説明いたしますので、表紙番号1の19ページ、あわせて表紙番号3の新旧対照表の18ページから19ページをごらん願います。

別表では、公印の種類、名称、使用区分及び保管責任者等を規定しておりますが、事務の効率化を図るため、室長印を新たに規定するものでございます。

次に、第4条関係、石巻市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について御説明いたしますので、表紙番号1の20ページ、あわせて表紙番号3の新旧対照表の19ページから21ページをごらん願います。

別表第1では、特別な勤務に従事する職員の勤務時間等を規定しておりますが、指定管理者制度の導入に伴い、河北総合センター及び遊楽館に勤務する職員の区分を削除し、施設の開館時間に合わせた勤務体系とするため、河北公民館及び河南公民館に勤務する職員の勤務時間を加えるものでございます。

次に附則でございますが、本訓令の施行期日を平成26年4月1日とするものでございます。

次に、第19号議案 石巻市河北体育研修センター管理指導員設置要綱の一部を改正する告示について御説明いたしますので、表紙番号1の22ページ、あわせて表紙番号3の新旧対照表23ページから25ページをごらん願います。

本告示の改正は、河北総合センターの指定管理に伴い、河北体育研修センター管理指導員の委嘱を河北総合センター館長から河北地区施設管理者に変更し、身分証明書の様式もあわせて変更するものでございます。

次に附則でございますが、本告示の施行期日を平成26年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して御質疑等ございますか。

津嶋委員。

○委員（津嶋ユウ君） 12ページの10条の2、学校安全推進課の分掌事務についてのところ、7項目ある中の（6）のところ。「災害における学校事故に関すること」ということで、ちょっとわからなくなりましたが、ここだけは「災害における」という前置きというか限定がついているんですね。そこに狭めるということでしょうか。ということと、その下は、そういう狭めたことなしで「学校安全に関すること」と広く、（1）から（5）までも広いと思うんですけども、学校安全教育とか学校安全について云々というふうに、学校事故に関しては「災害における」と限定して挙げたのは、その他の学校事故というのはほかの課とかで分担してやるからというふうな意味合いなのかどうか、そこら辺ちょっとお聞きしたいんですけども。

○委員長（阿部邦英君） よろしいですか。どちらから。

副参事、お願いします。

○副参事（主任指導主事）（宍戸健悦君） それでは、今の第10条の2についての御質疑に対してお答えいたします。

まず、第10条2の（6）災害における学校事故に関することにつきましては、この「災害における」ということで限定的に、今回の東日本大震災にかかわる学校事故ということで想定しておりまして、学校事故というのは教職員にかかわる内容等々、あるいは児童・生徒にかかわること等々でさまざまな学校事故がございますので、それにつきましてはそれぞれ学校教育課等々のそれぞれの所管する課で対応するということは従前どおりということでありまして、今回、東日本大震災の災害に関する事故ということで規定をさせていただいております。

それから、（7）にある「学校安全に関すること」ということで、これにつきましても学校安全について中心的に行う課にはなりますけれども、例えば教育総務課のほうでは通学路に関する所管になっておりますし、学校管理課においては学校施設の安全管理ということも含まれてきますので、関係課とあわせて連絡等々をしながら学校安全について中心的に推進するというふうな捉えでおります。

○委員長（阿部邦英君） 津嶋委員、お願いします。

○委員（津嶋ユウ君） 今の（6）のことに関して言うと、その「災害における」という限定の前に、さらに東日本大震災の災害におけるという言葉もつくくらいの限定ですね。今後のことというよりも、既に起きた東日本大震災の災害における学校事故に関してやっていく課なんだという押さえでよろしいですか。

この学校事故、今後起こり得る学校事故に関しても、そういう自然災害みたいなのがあった

ときに限定するという意味なんですか。どんどん限定していくのか、もう少し広いのか、お聞きしたいんですけども。

○委員長（阿部邦英君） では、副参事、お願いします。

○副参事（主任指導主事）（宍戸健悦君） 現在のところ、限定的には東日本大震災ということの事故ということはございますけれども、今後、災害における事故が発生した場合には、そこも広く捉えて対応していくということも、今後必要になった場合には対応することになるかと思えます。

○委員（津嶋ユウ君） わかりました。

○委員長（阿部邦英君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、第15号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市河北体育研究センター利用管理規則の一部を改正する規則、第16号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則、第17号議案 石巻市教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令及び第19号議案 石巻市河北体育研修センター管理指導員設置要綱の一部を改正する告示は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） それでは異議がありませんので、第15号、第16号議案、第17号議案及び第19号議案については原案のとおり可決いたします。

---

#### 第14号議案 石巻市立桜坂高等学校開設準備委員会設置要綱

#### 第20号議案 石巻市立高等学校統合準備委員会設置要綱を廃止する訓令

○委員長（阿部邦英君） 次に、第14号議案 石巻市立桜坂高等学校開設準備委員会設置要綱及び第20号議案 石巻市立高等学校統合準備委員会設置要綱を廃止する訓令、これは関連がありますので一括議題として審議したいと思いますよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、第14号議案及び第20号議案について一括して審議いたします。市立高等学校統合準備室長から説明をお願いします。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） それでは、第14号議案 石巻市立桜坂高等学校開設準備委員会設置要綱及び第20号議案 石巻市立高等学校統合準備委員会設置要綱を廃止する訓令について御説明申し上げます。

市立高等学校2校の統合事業を進めるため設置していた石巻市立高等学校統合準備委員会については、これまで石巻市庁舎内に担当課を設置し、教育委員会事務局中心の委員構成により運営してまいりました。開校の前年度である平成26年度については、学校運営に係る最終的な調整作業が主体となるため、統合校である2校とより密接に連携を図り、効率的に開校準備を進める必要がございます。このことから、担当課を市立女子高等学校内に設置するほか、準備委員会の委員構成は両校の教職員の代表により組織して、桜坂高等学校の開校準備を進めるために、これまでの石巻市立高等学校統合準備委員会設置要綱を廃止し、新たに石巻市立桜坂高等学校開設準備委員会を設置することとし、必要な事項を定めた要綱を提案するものでございます。

初めに、第14号議案 石巻市立桜坂高等学校開設準備委員会設置要綱の条文について御説明いたしますので、資料1の10ページをお開き願います。

第1条は、石巻市立桜坂高等学校開設準備委員会の設置について、第2条は委員会の所掌事務について、第3条は委員会の組織について、第4条は委員長及び副委員長について、第5条は会議等について、第6条は作業部会について、第7条は庶務について、第8条はその他の事項について規定しております。

次に附則でございますが、本訓令の施行期日を平成26年4月1日からとするものであります。

別表は、準備委員会を構成する正副委員長以外の委員を規定したものであります。

次に、第20号議案 石巻市立高等学校統合準備委員会設置要綱を廃止する訓令については、同じ資料1の23ページでございますように、本訓令廃止の施行期日を附則で平成26年4月1日からとするものでございます。

なお、今後の石巻市立桜坂高等学校開設準備委員会の運営状況等につきましては、定期的に報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しまして御質疑等ございますか。

（「なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、第14号議案 石巻市立桜坂高等学校開設準備委員会設置要綱及び第20号議案 石巻市立高等学校統合準備委員会設置要綱を廃止する訓令、これは原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）



○委員長（阿部邦英君） それでは、異議がありませんので第14号議案及び第20号議案については原案のとおり可決いたします。

---

#### 第18号議案 石巻市立高等学校教科書選定委員会設置要綱の一部を改正する訓令

○委員長（阿部邦英君） 次に、第18号議案 石巻市立高等学校教科書選定委員会設置要綱の一部を改正する訓令を議題といたします。

市立高等学校統合準備室長から説明をお願いします。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） それでは、第18号議案 石巻市立高等学校教科書選定委員会設置要綱の一部を改正する訓令について御説明申し上げます。資料1の21ページをお開き願います。あわせて資料3、新旧対照表の22ページをごらん願います。

市立高等学校で使用する教科書については、各学校に設置された教科書選定委員会が選定を行い、その報告を受けて教育委員会が採択しております。平成27年度に開校する石巻市立桜坂高等学校で使用する教科書については、統合する2校の協議により平成26年度中に選定する必要があることから、選定委員会の構成メンバー等を改めるため、石巻市立高等学校教科書選定委員会設置要綱の一部を改正するものでございます。

改正の具体的な内容でございますが、第1条の選定委員会の設置については、これまでの市立高等学校2校から1校となることから、「石巻市立女子高等学校及び石巻市立女子商業高等学校にそれぞれ」という文言を削除するものであります。

第3条の組織では、「委員長」を「教頭」から「桜坂高等学校開設準備室長」に、「副委員長」を「教務主任」から「石巻市立女子商業高等学校長」に、「委員」を「各教育課程の代表」から「石巻市立女子高等学校及び石巻市立女子商業高等学校の教頭、教務主任及び各教科会の代表」とするものでございます。

第6条では、審査会の名称を「教育課程審査会」から「教科担当審査会」に改め教科ごとに設置するほか、「委員」を「各教育課程」から「石巻市立女子高等学校及び石巻市立女子商業高等学校の各教科会の教諭」とするものでございます。

第7条では、委員会の審査会の庶務をこれまでの「石巻市立女子高等学校及び石巻市立女子商業高等学校」から「桜坂高等学校開設準備室」において処理するものでございます。

施行期日につきましては、附則で平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明について御質疑等がございますか。

（「なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） では、ないようでしたら、第18号議案 石巻市立高等学校教科書選定委員会設置要綱の一部を改正する訓令は原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第18号議案につきましては原案のとおり可決いたします。

---

## 第21号議案 石巻市立高等学校校名選考委員会設置要綱を廃止する告示

○委員長（阿部邦英君） 次に、第21号議案 石巻市立高等学校校名選考委員会設置要綱を廃止する告示を議題といたします。

市立高等学校統合準備室長から説明をお願いいたします。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） それでは、第21号議案 石巻市立高等学校校名選考委員会設置要綱を廃止する告示について御説明を申し上げます。資料1の24ページをお開き願います。

市立高等学校2校を統合して平成27年度に開校する市立高等学校の校名につきましては、石巻市立高等学校校名選考委員会を開催し、応募があった校名案の中から統合校にふさわしいと思われる校名案4校を選考し、それをもとに教育委員会において審議の結果、石巻市立桜坂高等学校と決定いたしました。

校名決定に伴い、当選考委員会の初期の目的を達成したことから、石巻市立高等学校校名選考委員会設置要綱を廃止するものでございます。

施行期日につきましては、附則で平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明について御質疑等がございますか。

（「なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、第21号議案 石巻市立高等学校校名選考委員会設置要綱を廃止する告示は原案のとおり決することにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(阿部邦英君) 異議ありませんので、第21号議案については原案のとおり可決いたします。

---

## 第22号議案 石巻市立学校施設災害復旧整備計画【門脇地区】案について

○委員長(阿部邦英君) 次に、第22号議案 石巻市立学校施設災害復旧整備計画【門脇地区】案についてを議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

○教育総務課長(末永秀夫君) それでは、ただいま上程されました第22号議案 石巻市立学校施設災害復旧整備計画【門脇地区】案について御説明申し上げます。

表紙番号1の25ページをごらん願います。

本案は、石巻市立学校施設災害復旧整備計画【門脇地区】案について、石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則第2条第1号の規定に基づき議決を得ようとするものでございます。

本案の提案に至りました経緯、経過等ではありますが、東日本大震災で大きな津波被害を受けた小・中学校14施設のうち、平成24年3月策定の石巻市立学校施設災害復旧整備計画により具体的な整備の方向性が定められた施設につきましては、復旧に向けた取り組みが順次進められており、一部には整備の完了に伴う教育環境の正常化が、この4月から図られる学校もあるところでございます。

一方、門脇小学校につきましては、平成23年度に開催をいたしました住民説明会や保護者懇談会におきまして、その方向性に対し多様な意見が寄せられたこと、また、復興公営住宅の整備や区画整理事業に伴う門脇地区の人口形成が見通せない状況であったこともあり、現在も整備計画が策定されていない状況となっております。

このような中、復興公営住宅の事前登録が終了し、入居希望世帯の確定に伴う門脇地区の人口形成も一定程度把握できる段階となったことから、昨年12月に門脇小学校保護者及び門脇復興公営住宅事前登録世帯を対象に、門脇小学校の今後の方向性に関するアンケート調査を実施したところでございます。

整備計画案につきましては、アンケート調査の結果及び門脇復興公営住宅の事前登録に伴う将来的な人口形成を踏まえた上で策定したものでございます。

また、去る3月6日に門脇小学校保護者、同学区内住民及び門脇復興公営住宅入居事前登録

世帯を対象とした説明会を開催し、また、3月14日には石巻小学校PTA役員会において災害復旧整備計画案を説明し、御理解をいただいたところでございます。

それでは、災害復旧整備計画の内容につきまして御説明いたしますので、別冊2の1ページから4ページをごらん願います。

1のこれまでの経過と背景についてでございますが、整備計画策定がこれまでできなかった理由を含め、今回策定に至った経緯、経過と、その背景について記載しております。

次に、2の策定方針についてでございますが、門脇地区においても他の地区の整備計画と同様に、より早い教育環境の正常化など3つの視点を策定方針とするほか、将来的な人口形成にも着目し、検討を行っております。

次に、3の門脇小学校の現状についてでございますが、東日本大震災による校舎等の被災状況のほか、震災前と現在の学級数、児童数の減少状況及び間借り等により教育環境が十分に確保できない現状について記載したものでございます。

次に、4の復旧整備計画についてでございますが、平成27年4月1日に門脇小学校を石巻小学校に統合し、石巻小学校の現校舎を使用することとしたものでございます。また、両校の統合に伴い、門脇中学校へ入学する児童が大街道小学校のみとなり、適正規模の観点から市内中心部における小・中学校の学区編成が不可欠となる見込みのため、その検討を進めることといたします。

次に、学校の適正規模についての考察についてでございますが、門脇小学校は震災後、児童数が著しく減少しており、本来あるべき学習環境の確保が難しくなっていること、また、門脇復興公営住宅の整備により、児童数の増加要因はあるものの、学区外や区域外に通学する児童の影響により、平成26年度の入学児童数が3人と大きく減少する見込みの中、この状況が平成27年度以降も続くと見込んだ場合、平成35年度には34人まで激減し、将来的には全ての学年が複式学級となる可能性さえあります。

一方、石巻小学校についても平成35年度に児童数が209人まで減少し、各学年1学級となる見込みでございます。このことから、両校統合により平成21年度に策定した石巻市立小・中学校の適正規模適正配置に関する基本方針に掲げております豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成に向けた環境が整うものでございます。

次に、より早い教育環境の正常化についての考察についてでございますが、門脇中学校での間借りによる授業は、施設・設備面において十分な学習環境が確保できないことから、早急な対応が必要となっております。この対応として、両校を統合した場合でも特別支援学級を含め

て石巻小学校で収容可能であることから、十分な教育環境が早急に確保できるものでございます。

次に、津波被害からの安全を確保した学校の配置についての考察についてでございますが、石巻小学校の校舎は津波避難ビルの構造的要件を備えているほか、海岸防潮堤や河川堤防の整備による減災も図られ、さらに背後には高台もあり、緊急時の避難が容易に行える地理的条件を備えておりますことから、安全性の確保が図られるものでございます。

次に、今後の対応についてでございますが、統合に向けた学校間の交流を1年間行い、統合に向けた準備を進めるとともに、市内中心部に位置する小・中学校の学区編成に向けた検討についても進めることといたします。

次に、普通学級における児童数の長期見込みについてでございますが、平成26年3月1日現在の児童数、学級数の長期見込みを、両校それぞれと統合後に区分して記載しております。また、門脇小学校につきましては、平成26年度から平成35年度までの各年度の児童数及び学級数につきましても記載しております。

なお、太枠となっております部分につきましては、将来、複式学級となることを見込まれる学年でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しまして御質疑等ございますか。

津嶋委員。

○委員（津嶋ユウ君） 懸案の門脇地区の小学校の統合の方向性が出てよかったなと思います。あわせて、やはり前にも話し合ったときに、これに加えて中心部の学区再編、これもあわせてすぐ検討していかなければならないですねと話していたら、それについても、すぐ平成26年度から進めていくというふうな方向性も出されていて、これもよかったなと思っていますが、その検討についてですが、市内中心部における学区再編の検討ですが、市内中心部の限定は、これはこの今後の対応に出ている山下小、大街道小、石中、門中、石小ももちろんですが、この辺にだけ限定して検討するのか、それとも近くの釜小、青葉中、蛇小、蛇中、その他ありますね。山小とか貞山小。そっちのほうにも広げて検討はするのか。その辺のところはいかがお考えなんでしょうか。

○委員長（阿部邦英君） 教育総務課長。

○教育総務課長（末永秀夫君） 市内中心部というふうに明記はしておりますけれども、基本的な考え方といたしましては、市内全地域を対象にして検討した中で、その中心となる地域と

ということで今、委員がお話しの学校については対象にはなってきますけれども、検討する時点では全部の学校を対象として検討したいというふうに考えております。

○委員（津嶋ユウ君） わかりました。

○委員長（阿部邦英君） そのほかございませんか。

（「なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようでしたら第22号議案 石巻市立学校施設災害復旧整備計画【門脇地区】案については原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第22号議案については原案のとおり可決いたします。

---

### 第23号議案 石巻市立飯野川第二小学校の廃止について

○委員長（阿部邦英君） 次に、第23号議案 石巻市立飯野川第二小学校の廃止についてを議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、ただいま上程されました第23号議案 石巻市立飯野川第二小学校の廃止について御説明申し上げます。表紙番号1の26ページをごらん願います。

本案は、平成27年3月31日をもって石巻市立飯野川第二小学校を廃止することについて、石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則第2条第2号の規定に基づき、議決を得ようとするものでございます。

本案の提案に至りました経緯、経過等について御説明いたしますので、別冊3の1ページから4ページをごらん願います。

初めに、1の経緯経過についてでございますが、平成26年1月31日付で、石巻市立飯野川第一小学校及び石巻市立飯野川第二小学校の父母教師会会長の連名により、4ページの平成27年4月からの両校統合等を求める請願が教育長に提出されました。

提案の内容につきましては、平成27年4月に統合し、校舎及び所在地については現飯野川第一小学校を使用するほか、校名、校歌等については昭和25年に飯野川小学校から飯野川第一小学校と飯野川第二小学校が分離されたことを考慮し、統合に向けては児童への細やかな対応、統合後には児童の安全確保を求めるとする5つの項目でございました。

1 ページにお戻り願います。

これを受けまして、請願に対する基本的考え方をまとめるとともに、去る2月21日に両校保護者及び同学区内住民を対象に開催した説明会で、その内容を説明し、御理解をいただいたところでございます。

このことから、両校統合と統合に伴う飯野川第二小学校の廃止を進めるための環境が整ったと判断し、本日の議案提案に至ったものでございます。

次に、説明会で示した請願に対する基本的な考え方などについて御説明いたします。

初めに、2の両校統合に向けた基本的な考え方についてでございますが、平成19年度に策定した「石巻市教育ビジョン」において、複式学級の解消や統合を早期に望む地域については、その意思を尊重して支給の対策を講じることとしております。また、平成21年度に策定した「石巻市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」では、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい学校規模等を考慮し、適正配置を進めることとしております。

今回提出された両校統合等を求める請願は、PTAの臨時総会や地区懇談会を経てまとめられた両学区の総意に基づくものであり、また、両校の児童数は今後とも増加に転じることが難しく、特に飯野川第二小学校にあつては、現在、複式学級の学年もあるなど、ただいま申し上げました2つの基本方針に基づく対応が求められる状況にございます。

このため、地域の意向を尊重しながら両校の統合を速やかに進めるとともに、統合に伴い飯野川第二小学校は廃止するものでございます。

次に、3の統合時期についてでございますが、請願どおり平成27年4月1日より統合するものでございます。なお、統合は飯野川第二小学校を飯野川第一小学校に統合する形とするものでございます。

次に、4の校舎の所在地についてでございますが、校舎は現在の飯野川第一小学校を使用します。

次に、5の校名、校歌についてでございますが、校名は昭和25年に飯野川小学校が飯野川第一小学校及び飯野川第二小学校に分離された経緯を踏まえ、飯野川第一小学校とはせず、かつての校名であった飯野川小学校に改め、また、校歌につきましても現在の飯野川第一小学校の校歌を引き継ぐものでございます。これは、同校校歌が明治42年に制定されたものであり、両校が分離される前の飯野川小学校時代から歌い継がれており、今回、校名が校歌制定時の飯野川小学校に復すことから、従前のまま引き継ぐこととするものでございます。

次に、6の統合に向けての児童への細やかな対応についてでございますが、統合後の学校生活が円滑に行えるよう、平成26年度においては授業や各種行事等での学校間交流を積極的に行い、また、統合後においても、教職員を初めスクールカウンセラー等によるきめ細やかな対応を行うものでございます。

次に、7の統合における児童の安全確保についてでございますが、統合に伴い遠距離通学となる飯野川第二小学校児童については、「石巻市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、通学バス等による安全な通学が可能となるよう対応するものでございます。

次に、8の普通学級における児童数の長期見込みについてでございますが、平成26年2月1日現在の児童数、学級数の長期見込みを両校それぞれと統合後に区分して記載しております。

なお、飯野川第二小学校の表中、太枠となっております部分は、現在複式学級となっている、あるいは将来、複式学級となることが見込まれる学年となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しまして御質疑等ございますか。

（「なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようでしたら、第23号議案 石巻市立飯野川第二小学校の廃止については原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第23号議案については原案のとおり可決いたします。

---

## その他

○委員長（阿部邦英君） これで審議事項を終了し、その他に入ります。

初めに、委員方から何かございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） 各課長方からございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、次回の定例会の日程についてお願いいたします。

○事務局（鈴木 憲君） 次回、4月の定例会につきましては、4月24日木曜日午後1時30分から開催する予定です。場所につきましては、本日と同じく、ここ庁議室で開催いたします。



ので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（阿部邦英君） それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。

長時間ありがとうございました。

午後 3時32分閉会

---

教育委員長 阿 部 邦 英

署名委員 窪 木 好 文